

町道附属物の個別施設計画



令和8年4月改定
宮崎県国富町

目 次

1. 対象施設

2. 附属物の現状と課題

2.1 管理施設の現状

2.2 附属物の現状

3. 附属物の維持管理の基本的な考え方

3.1 附属物管理の基本方針

3.2 管理施設の分類

3.3 点検方法・点検頻度

4. 計画期間

5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

6. 対策費用

7. 附属物の状態、対策内容、実施時期

7.1 点検結果

7.2 対策内容と実施時期

8. 記録

1. 対象施設

- ・この施設計画の対象とする附属物は、道路法第2条第2項に基づく道路附属物のうち、門型の道路標識、情報板以外を対象とします。

※門型の標識、情報板は長寿命化修繕計画に含まれているため対象としない

2. 附属物の現状と課題

2.1 管理施設の現状

(1) 管理延長と主な施設数 (H5.4 現在)

| 道路区分 | 管理延長 | 標識 | | 照明 | 防護柵 | 側溝 |
|---------|----------|-----|-----|-----|---------|----------|
| | | 片持式 | 路側式 | | | |
| 1級町道 | 29.7 km | 3基 | 0基 | 12基 | 11.1 km | 33.6 km |
| 2級町道 | 41.8 km | 5基 | 0基 | 0基 | 9.6 km | 40.5 km |
| その他町道 | 265.6 km | 8基 | 0基 | 8基 | 32.6 km | 198.9 km |
| 専用道・歩行者 | 0.26 km | 0基 | 0基 | 0基 | 0.02 km | 0.27 km |
| 計 | 337.3 km | 16基 | 0基 | 20基 | 53.3 km | 273.3 km |

2.2 附属物の現状

本町は、附属物（標識、照明施設）については、平成25年度に点検要領（平成25年2月国土交通省道路局・防災課）に基づき、標識16基、照明20基を専門技術者による詳細点検診断を実施しており、その他施設（防護柵、側溝等）については、日常点検（パトロール巡視）を行っています。また、橋梁に添架された附属物については、5年に一度の本体点検と同時に点検しています。附属物の現状は老朽化による劣化が進行してお

り、補修を必要とする箇所が年々増加している状況です。

3. 附属物の維持管理の基本的な考え方

3.1 附属物管理の基本方針

附属物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。

3.2 管理施設の種類

・附属物に生じる事象の区分に応じて分類

| 代表的な附属物の種類 | | 区分 | 事象 |
|------------|-----------------------------|----------------------|------------------|
| 標識 | F型、逆L型、T型及び高所に設置された単柱式又は複柱式 | 主に片持ち式の附属物(以下「片持ち式」) | 落下、転倒事象の恐れがある附属物 |
| 照明 | 逆L型、Y型、直線型 | 主に片持ち式の附属物(以下「片持ち式」) | 落下、転倒事象の恐れがある附属物 |
| 防護柵 | 車両用防護柵、横断防止柵、転落防止柵 | 主に路側式の附属物(以下「路側式」) | 転倒事象の恐れがある附属物 |
| 側溝 | 縦断・横断・暗渠型 | 主に道路の附属物 | 転倒事象の恐れがある附属物 |

3.3 点検方法・点検頻度

・標識

| 区分 | 点検方法 | 点検頻度 |
|------|------|---------------|
| 片持ち式 | | 巡視の機会を通じた状況把握 |

・照明

| 区分 | 点検方法 | 点検頻度(案) |
|------|------|---------------|
| 片持ち式 | | 巡視の機会を通じた状況把握 |

・ 防護柵

| 区分 | 点検方法 | 点検頻度 |
|-----|---------------|------|
| 路側式 | 巡視の機会を通じた状況把握 | |

・ 橋梁に添架された附属物

本体点検と同時点検を実施します。(5年に1度 詳細点検)

・ 道路附属物（側溝（縦断・横断・暗渠型））

| 区分 | 点検方法 | 点検頻度 |
|-----|---------------|------|
| 縦断型 | 巡視の機会を通じた状況把握 | |
| 横断型 | | |
| 暗渠型 | | |

4. 計画期間

- ・ 当該個別施設計画の計画期間は、道路巡視を踏まえ随時実施していきます。

5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

- ・ 第三者等への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性、交通量等を考慮し修繕や交換の優先順位を決定します。

6. 対策費用

- ・ 計画期間に要する対策費用の概算額や今後の投資計画等を整理

します。今回の点検により、町道向高須志田線の森永橋に添架されている照明の更新が必要と判断されたため、令和5年度に詳細設計を155万円で実施しており、令和6年度に工事を1,101万円で実施しています。

7. 附属物の状態、対策内容、実施時期

7.1 点検結果

- 平成25年度に詳細点検した附属物の点検結果は以下のとおり

| 種類 | 区分 | 対策不要 | 要対策 |
|----|------|------|-----|
| 標識 | 片持ち式 | 16基 | 0基 |
| 照明 | 片持ち式 | 20基 | 0基 |

- 令和2年度に点検した附属物の点検結果は以下のとおり

| 種類 | 区分 | 対策不要 | 要対策 |
|---------------------|------|------|-----|
| 照明 ※橋梁に添架された照明のみ | 片持ち式 | 0基 | 4基 |

7.2 対策内容と実施時期

- 点検の結果、町道向高須志田線の森永橋に添架されている照明施設について腐食等が確認されました。この状況を解消するために、照明施設の更新（令和6年度に工事完了）を行いました。

■措置が必要な箇所一覧 ※措置が不要な箇所（健全若しくは経過観察）も示しても構わない

| 番号 | 種類 | 区分 | 路線名 | 場所 | 点検 実施時期 (又は把握) | 対策 要否 | 措置内容 | 措置 実施時期 |
|----|----|------|----------------|------------------------------|----------------------|----------|------|-------------------------------|
| ① | 照明 | 道路照明 | (1級)向高 須志田線 | 国富町 大字森永 1175番地 1地先 | 令和2年 | 要 | 更新 | 令和5年 10月から 令和7年 3月まで |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

8. 記録

- ・点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容
と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管します。